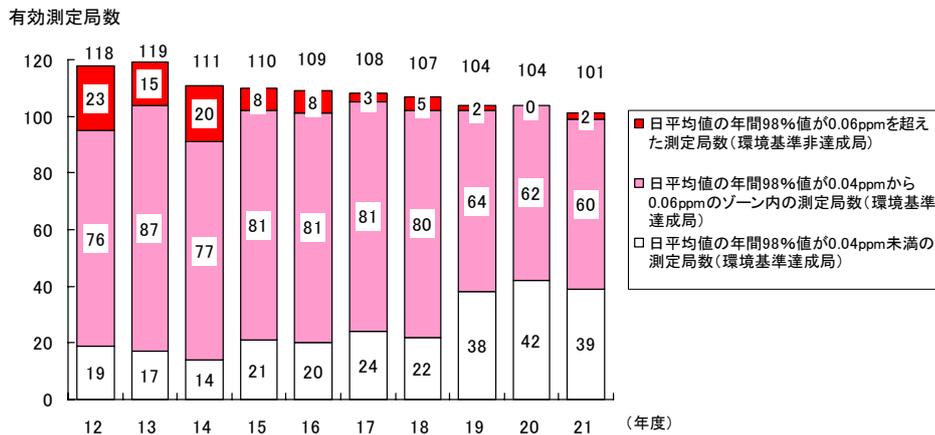


中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会  
第2回小委員会（平成22年10月15日）資料

1. 大阪府域の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の概況

① 二酸化窒素の環境基準達成状況の推移

一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局を合わせた全測定局の環境基準達成状況は、環境基準非達成局が減少傾向にあり、平成19年度以降、環境基準非達成局は数局で推移している。また、日平均値の年間98%値が0.04ppm未満の測定局数は増加傾向にある。



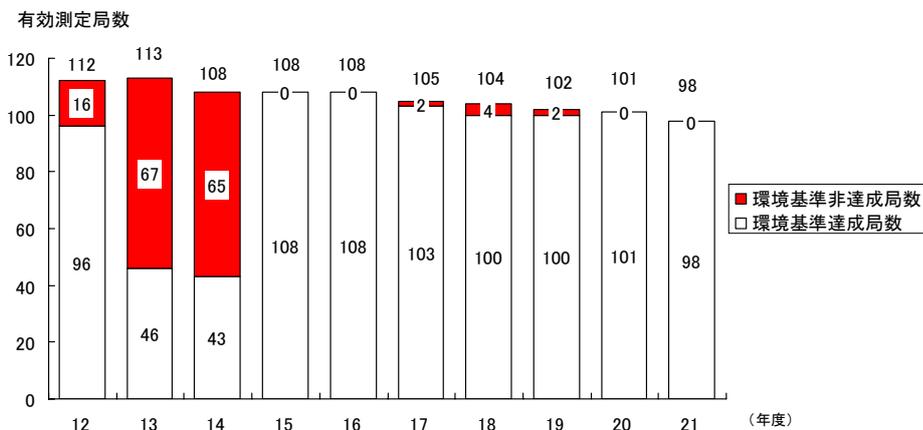
② 二酸化窒素の日平均値が0.06ppmを超えた日数の推移

(単位:日)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
一般環境大気測定局	131	130	147	71	12	28	26	10	1	21
自動車排出ガス測定局	550	354	320	178	143	88	124	51	13	62

③ 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況の推移

全測定局の環境基準達成状況は、平成15年度以降、環境基準非達成局は数局で推移しており、平成20、21年度は、全ての測定局で環境基準を達成している。なお、平成15年度以降、全ての測定局で、日平均値の2%除外値は環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>)以下となっている。



④ 浮遊粒子状物質の日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数の推移

(単位:日)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
一般環境大気測定局	73	177	190	1	1	10	120	79	0	59
自動車排出ガス測定局	148	91	134	5	6	9	85	48	0	28

## 2. 環境基準非達成の局所の状況

### ○3 交差点の測定局配置図及び位置図

凡例

一般環境測定局

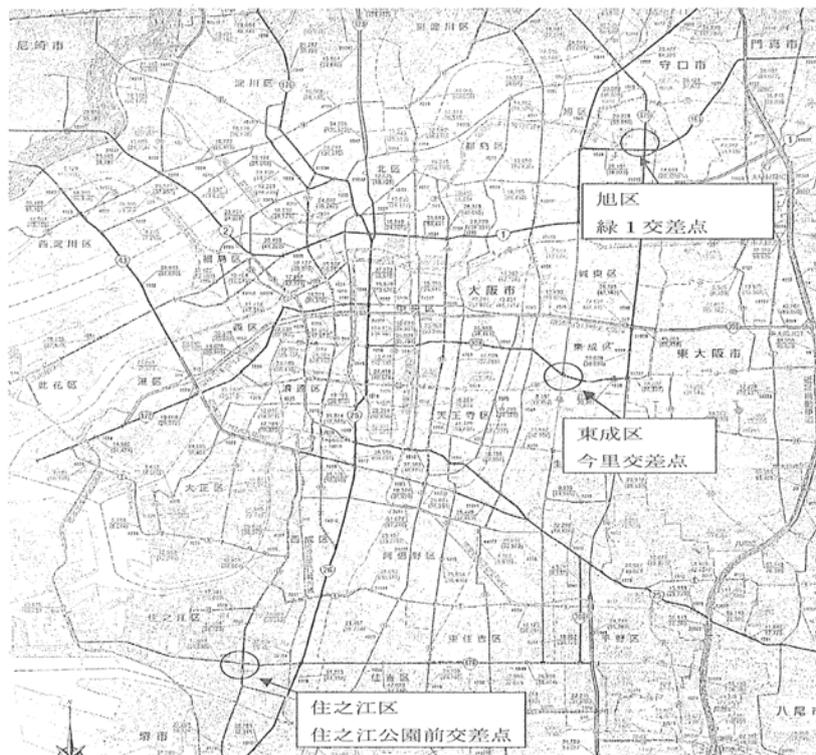
- 大阪府所管
- 政令市所管
- ◆ 一般市町所管

自動車排出ガス測定局

- 大阪府所管
- 政令市所管
- ◇ 一般市町所管



	交差点名称	自動車排出ガス測定局名称
①	緑1交差点	新森小路小学校測定局
②	今里交差点	今里交差点測定局
③	住之江公園前交差点	住之江交差点測定局



○ 窒素酸化物(単位:ppm)

市内平均		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	NO <sub>2</sub> (年平均値)	0.043	0.041	0.039	0.037	0.036	0.035	0.034	0.032	0.031	0.030

自動車排出ガス測定局の平均値

新森小路小学校		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	NO <sub>2</sub> (年平均値)	<b>0.044</b>	<b>0.043</b>	<b>0.041</b>	<b>0.040</b>	<b>0.041</b>	<b>0.040</b>	<b>0.039</b>	<b>0.036</b>	0.031	0.029
	NO <sub>x</sub> (年平均値)	<b>0.134</b>	<b>0.130</b>	<b>0.120</b>	<b>0.118</b>	<b>0.120</b>	<b>0.112</b>	<b>0.102</b>	<b>0.091</b>	0.067	0.062
	98%値	<b>0.071</b>	<b>0.068</b>	<b>0.068</b>	<b>0.064</b>	<b>0.064</b>	<b>0.061</b>	<b>0.064</b>	<b>0.061</b>	0.054	0.055
	超過日数	43日	27日	28日	16日	16日	11日	16日	8日	0日	5日

今里交差点		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	NO <sub>2</sub> (年平均値)	<b>0.050</b>	<b>0.046</b>	<b>0.044</b>	<b>0.044</b>	<b>0.042</b>	<b>0.042</b>	<b>0.040</b>	<b>0.037</b>	0.036	<b>0.036</b>
	NO <sub>x</sub> (年平均値)	<b>0.134</b>	<b>0.113</b>	<b>0.111</b>	<b>0.107</b>	<b>0.102</b>	<b>0.096</b>	<b>0.085</b>	<b>0.076</b>	0.072	<b>0.068</b>
	98%値	<b>0.079</b>	<b>0.072</b>	<b>0.073</b>	<b>0.071</b>	<b>0.067</b>	<b>0.066</b>	<b>0.066</b>	<b>0.063</b>	0.059	<b>0.063</b>
	超過日数	78日	55日	41日	30日	27日	17日	21日	12日	4日	9日

住之江交差点		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	NO <sub>2</sub> (年平均値)	<b>0.040</b>	<b>0.039</b>	<b>0.037</b>	<b>0.037</b>	<b>0.037</b>	0.036	0.036	0.034	0.034	<b>0.033</b>
	NO <sub>x</sub> (年平均値)	<b>0.087</b>	<b>0.085</b>	<b>0.083</b>	<b>0.078</b>	<b>0.078</b>	0.073	0.072	0.066	0.063	<b>0.060</b>
	98%値	<b>0.066</b>	<b>0.062</b>	<b>0.063</b>	<b>0.061</b>	<b>0.062</b>	0.060	0.060	0.056	0.057	<b>0.061</b>
	超過日数	20日	11日	12日	9日	9日	6日	7日	4日	1日	9日

※超過日数:日平均値が0.06ppmを超えた日数  
 ※年度の網掛けは環境基準を超過したことを示す。

○ 浮遊粒子状物質(単位:mg/m<sup>3</sup>)

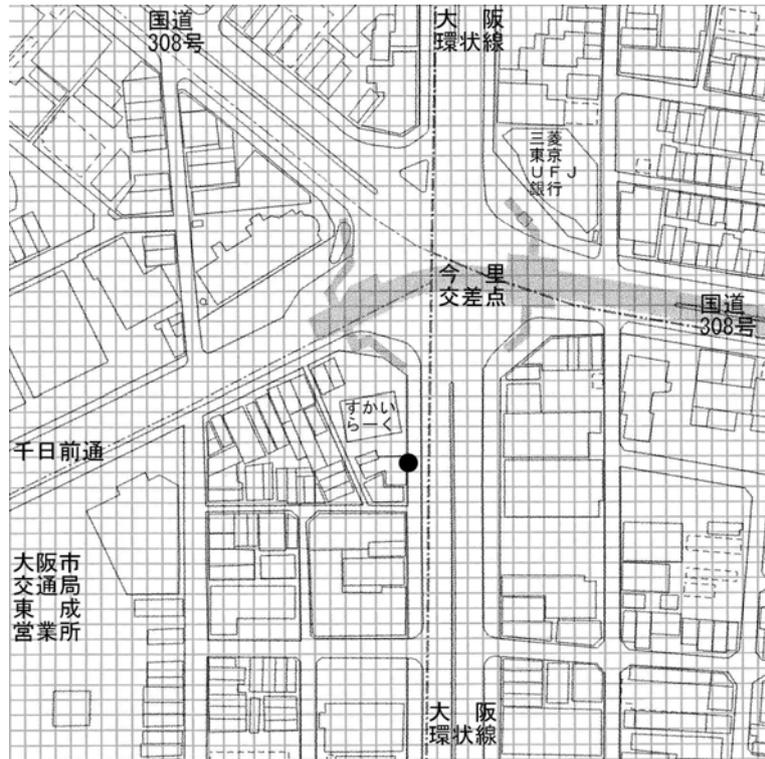
市内平均		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	SPM(年平均値)	0.049	0.044	0.041	0.038	0.035	0.035	0.035	0.032	0.029	0.027

自動車排出ガス測定局の平均値

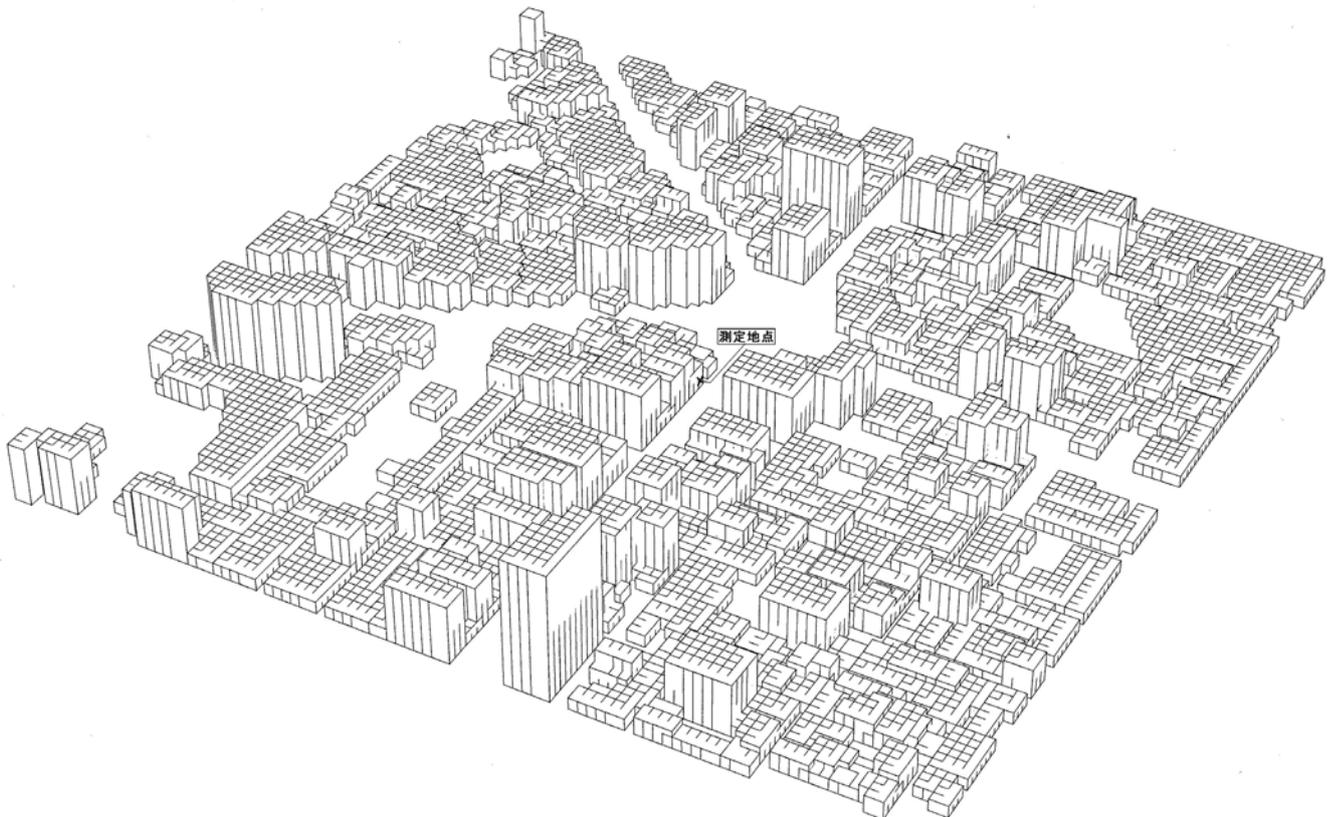
新森小路小学校		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	SPM(年平均値)	<b>0.056</b>	<b>0.051</b>	<b>0.047</b>	0.045	0.042	<b>0.040</b>	<b>0.040</b>	<b>0.034</b>	0.027	0.026
	2%除外値	<b>0.115</b>	<b>0.101</b>	<b>0.101</b>	0.088	0.085	<b>0.086</b>	<b>0.095</b>	<b>0.085</b>	0.056	0.051
	超過日数	17日	8日	8日	1日	2日	3日	6日	3日	0日	0日
	2日連続	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○

今里交差点		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	SPM(年平均値)	0.045	<b>0.042</b>	<b>0.047</b>	0.045	0.043	0.042	0.042	0.036	0.034	0.032
	2%除外値	0.095	<b>0.085</b>	<b>0.107</b>	0.087	0.080	0.077	0.079	0.081	0.067	0.064
	超過日数	3日	3日	9日	1日	0日	1日	4日	3日	0日	1日
	2日連続	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○

※超過日数:日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数  
 ただし、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。  
 ※2日連続:日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続したことの有(×)無(○)  
 ※年度の網掛けは環境基準を超過したことを示す。

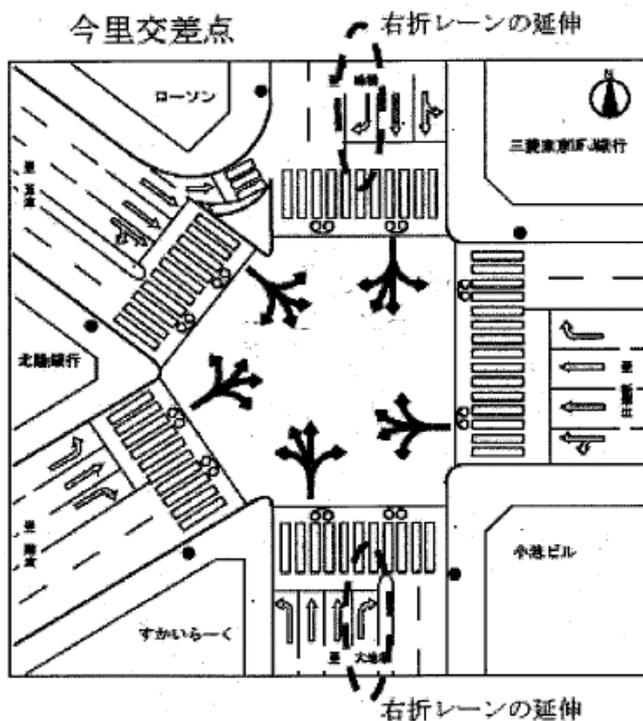


今里交差点局周辺図 (●測定局)



今里交差点局周辺建物鳥瞰図

○交差点の構造図



○24時間交通量

交差点の名称	センサス番号	路線名称	交通量(大型混入率)
緑1交差点	1024	国道163号	77,186台(12.7%)
	71045	国道479号	
今里交差点	6010	大阪八尾線	100,528台(9.2%)
	6021	大阪枚岡奈良線	
	1038	国道308号	
住之江公園前交差点	4072	浜口南港線	71,414台(22.7%)
	4028	大阪臨海線	

※平成17年道路交通センサスをもとに推計

○12時間交通量(本市独自調査分)

	平成20年度	平成21年度
	総数(大型混入率)	総数(大型混入率)
緑1交差点	45,777台(11.3%)	49,739台(10.4%)
今里交差点	45,713台(7.6%)	48,504台(7.4%)

○ 基準非達成の要因

- ・ 大阪市域における自動車排出ガス測定局の二酸化窒素年間平均濃度は年々減少しており、同様に、今里交差点、住之江交差点の二酸化窒素年間平均濃度についても減少傾向にある。平成 21 年度に環境基準を超過した主な要因としては、平成 21 年 4 月から 5 月及び平成 22 年 1 月から 2 月にかけての気象条件による影響と推察している。

平成 21 年度月別環境基準超過日数

	4～5月	1～2月
今里交差点	7日	2日
住之江交差点	5日	4日

3. 環境基準非達成の局所の基準達成に向けた取組の実施状況

○ 広域対策

大阪市・大阪府・堺市及び近畿地方整備局など関係団体で構成する「大阪自動車環境対策推進会議」に参画し、グリーン配送の推進、エコドライブの推進並びにエコカーの普及促進など広域対策に取り組んでいる。

○ 局地汚染対策

- ・ 今里交差点 平成 19 年度 : 南北の右折レーンを 30m から 50m に延長  
平成 22 年度実施予定 : 国道 308 号交差点東側に左折専用レーンを新設

※) 住之江交差点・今里交差点・緑 1 交差点については平成 22 年度に、交通量や交通流などの実態調査を行う予定。

○ 大阪府域（対策地域）における流入車対策

大阪府生活環境の保全等に関する条例を改正（平成 19 年 10 月）し、荷主・運送事業者・行政等の連携した取組みにより、自動車 NOx・PM 法の排出基準を満たさないトラック・バス等の府域の対策地域内への発着を禁止する流入車規制を平成 21 年 1 月から実施している。

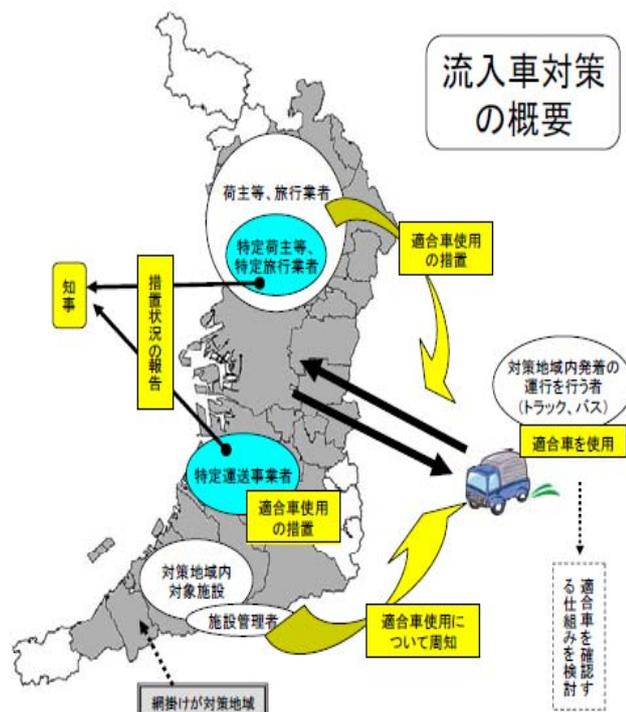
基準適合車には、ステッカーの貼付を義務付けている。（交付件数：約 89.7 万枚（H22.8 末現在））

<規制の効果>

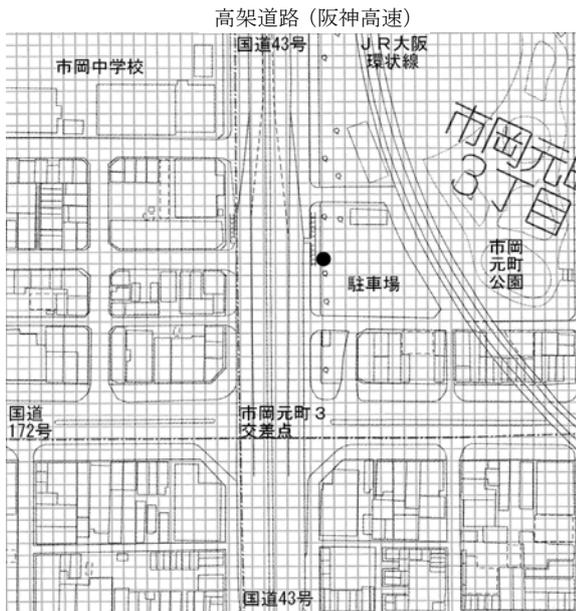
対策地域外からの車種規制非適合車（流入車）の割合（普通貨物車）

規制前（H19.10）：17%

規制後（H21.10）：2%



(参考) 市岡元町局 (国土交通省設置観測局)



市岡元町局周辺図 (●測定局)

○24時間交通量

センサ番号	路線名称	交通量 (大型混入率)
1030	国道 172 号	50,696 台
1021	国道 43 号	(25.6%)
506	阪神高速 西大阪線	32,523 台 (25.3%)

※平成 17 年度道路交通センサスを基に推計

○交差点改良

国道 43 号に右折専用車線を設置(平成 20 年度)

○ 窒素酸化物(単位:ppm)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
市岡元町 NO <sub>2</sub> (年平均値)	0.044	0.043	0.043	0.042	0.039	0.038
NO <sub>x</sub> (年平均値)	0.119	0.116	0.108	0.106	0.095	0.087
NO <sub>2</sub> (98%値)	0.077	0.073	0.076	0.074	0.071	0.073
超過日数	54日	46日	47日	39日	26日	21日

※超過日数:日平均値が0.06ppmを超えた日数

出典:近畿地方整備局資料

## 4. 基本方針の変更に係る要望事項

### (1) 窒素酸化物対策と目標年度

- ① 本府においては、自動車 NO<sub>x</sub>・PM 総量削減計画に基づく対策及び条例に基づく流入車対策を推進することにより、環境基準非達成局は減少傾向にあり、平成 22 年度には常時監視測定局で環境基準を達成する見込みである。しかしながら、平成 21 年度は 2 局で非達成であり、引き続き対策が必要であると考えている。  
なお、道路管理者設置の観測局で環境基準値を超過しているところもある。
- ② 次期の基本方針では、対策地域において継続的に環境基準を達成するとの目標（現行の基本方針では「概ね達成」）とすべき。
- ③ 目標年度については、それぞれの地域の状況に応じ早期に目標を達成するため、各都府県が平成 32 年度までの任意の年度で設定することができるようにされたい。
- ④ また、NO<sub>2</sub>の環境基準は「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」とされているなかで、環境基準の上限値（0.06ppm）の達成に焦点を絞るだけでなく、ゾーン内の地域についても基本方針でその取り扱いを明らかにすべき。
- ⑤ 事業者指導等の対策の継続が必要なことから、現行計画の達成状況の検証・環境濃度の将来予測・実施すべき対策の検討等を踏まえ、平成 23 年度中には次期計画を策定できるよう調査検討すべきと考える。

### (2) 粒子状物質（PM2.5 含む）対策

浮遊粒子状物質（SPM）は、平成15年度以降、全ての常時監視測定局で日平均値の 2%除外値が環境基準値以下となっている状況である。

しかしながら、平成17～19年度については、日平均値が環境基準値を超えた日が 2 日以上連続したことにより長期的評価による環境基準を達成できなかった測定局がある。

また、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が平成21年9月に設定されており、その基準達成のために、粒子状物質（PM）及び二次生成の原因物質であるNO<sub>x</sub>等について大気汚染防止法や自動車NO<sub>x</sub>・PM法などにより総合的に削減する対策を講じる必要がある。

このため、基本方針策定においてPM2.5対策も含めた粒子状物質の削減について検討すべき。